

### 3 地方の稼ぐ力の強化に向けた取組について

我が国を取り巻く環境は、人口減少・超高齢化社会の急速な進展に加え、気候変動問題やデジタル技術の進歩、国際情勢の変化など、これまでとは全く状況の異なる予測困難な「非連続の時代」を迎えている。

このように環境が大きく変化する中、我が国はその変化に十分に対応できず、産業の新陳代謝の遅れや労働生産性の低迷など、経済社会の停滞が続いている。

これを乗り越え活力ある地方を実現するためには、これまでの常識や成功体験に捉われず、新たな取組に積極果敢に挑戦し、地方の稼ぐ力を強化することが求められている。

そのためには、地方にとって働き手の確保が大きな課題となる中、国籍や性別、年齢などに関わらず多様な人材が活躍できる、国際社会に開かれた社会をつくりあげることが必要である。

特に、外国人材は、地方において製造業や農業など様々な分野で受け入れ、重要な存在となっている一方、技能実習制度における人権保護などの課題も指摘されており、外国人が安心して働き十分に能力を発揮できる環境を整備することが必要である。

また、地方の社会経済にとって、産業社会の新たな潮流を捉え、外部環境の変化に的確に対応していくことが求められており、カーボンニュートラルの推進や成長産業への円滑な労働移動など、産業構造の転換や地域社会の変革を促す環境の整備に取り組んでいく必要がある。

ついては、地方の稼ぐ力の強化に向けて、次の事項について特段の措置を講じられたい。

#### 1 外国人材の活躍促進

##### (1) 技能実習制度及び特定技能制度の適切な見直し

国において、技能実習制度を廃止し、人材確保と人材育成を目的とした制度の見直しが検討されているが、見直しに当たっ

ては、外国人材が中長期的に活躍できるキャリアパスを構築するため、新たな制度から特定技能への移行が円滑なものとなるよう、その対象職種や分野を一致させるとともに、地方の労働力不足の実態に鑑み、その活力を維持する観点から、対象職種及び分野を幅広く拡大すること。

また、人権保護の観点から、外国人労働者の人権に最大限配慮した制度となるよう、転籍制限の在り方などについて検討を進めること。

加えて、家族帯同が可能な特定技能第2号について、建設や造船・舶用工業だけでなく、製造業や農業をはじめとした他の産業分野における受入れを可能とすること。

## （2）高度外国人材の受入れ促進等

在留資格「高度専門職」の取得要件緩和や、世界トップレベルの大学を卒業した者について、最長2年間の就職活動・起業のための準備活動が可能とされたところであるが、高度外国人材の受入れ促進に向けたさらなる緩和を図ること。

在留資格「技術・人文知識・国際業務」については、大学の専門科目と従事しようとする業務との関連性を不要とし、人材育成等の観点から企業等が必要と認める現場業務等に従事することを可能とすること。

在留資格「特定活動（46号）」の資格要件である日本語能力については、日本語能力試験の認定レベルをN1からN2に変更すること。

## （3）介護福祉士試験の多言語化

在留資格「介護」について、外国人が介護福祉士国家試験を受験する際の配慮として、筆記試験における表記については、日本語のほか英語等多言語による表記を併用し、選択可能とするなど、外国人が受験しやすい環境を整備すること。

#### (4) 日本社会と共生できる社会づくり

外国人が地域社会の一員として円滑に生活できるよう、日本人と共生できる社会づくりを推進すること。加えて、日本語教育に関し、外国人を対象に学習機会を提供する仕組みの充実を図ること。

#### (5) 難民の受入れを通じた国際社会に開かれた社会づくり

国においては、今般の通常国会に、入管難民法の改正法案が提出され、紛争避難民など、難民に準じて保護すべき者を受け入れるための規定の整備などが議論されていることに加え、出入国在留管理庁より「難民該当性判断の手引」が策定・公表され、難民認定制度の透明性を高め、信頼性の向上を図るための取組が進められている。

しかしながら、そもそも難民条約上の難民の定義の解釈や該当性の判断基準が、国際的な基準に照らして厳しいままでは、本来保護すべき者を適正に保護するという先進国としての重要な責務が十分に果たされない懸念もある。このため、極めて低い我が国の難民認定率が、欧米先進諸国並みとなるよう、難民の解釈を広げるなどの見直しを行うとともに、難民認定制度を適切に運用し、難民の受入れ拡大に取り組むこと。

また、国連の人権規約委員会からは、難民認定申請者への収容期間の長期化に伴う人権面の課題についての指摘がなされている中、改正法案においては、収容に代わる監理措置の創設などが盛り込まれた一方、収容期間の上限は設けられておらず、長期収容となっている実態が解消されない懸念も残る。このため、いたずらに収容が長期化することのないよう、収容の必要性などを適切に判断し、真に人権に配慮した難民認定の制度運用を図ること。

さらに、難民の受入れにあたっては、生活基盤のない日本において円滑に生活できるよう、日本語や生活習慣の十分な習得、就労支援等を集中的・効果的に行うほか、日常生活の支援

を継続的に行うなど、適切な定住支援を行うこと。

## 2 カーボンニュートラルの推進

### (1) 2050 年に向けた具体的なロードマップ提示等

カーボンニュートラル達成のためには、企業自ら研究開発や先行投資等に取り組むことが必要であるが、新技術の動向やエネルギー供給の具体的な道筋が見えないことによる企業の不安を払拭する必要があることから、2050 年カーボンニュートラルに向け具体的なロードマップを示すこと。

石油・鉄鋼などをはじめとした化石燃料多消費産業におけるエネルギー構造転換や二酸化炭素回収・貯留の実現に向けた取組など、企業が行うカーボンニュートラルの実現や産業競争力の強化に資する取組に対して積極的な支援を図ること。加えて、企業と自治体が連携した取組に対しても支援を図ること。

再生可能エネルギー由来の電力により生産されるグリーン水素の利用拡大やコスト低減につながる需給面への支援制度の充実など水素の導入支援を図ること。

グリーン水素の製造に必要となる水電解装置の国内製造能力の拡充に向けて、財政支援を行うこと。

### (2) ケミカルリサイクルの推進

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムから脱却し、循環型経済システムへ抜本的に変革することが求められており、そのためにはケミカルリサイクルの実現が重要である。

本格的なケミカルリサイクルの実現のためには、使用済のプラスチックを大量に確保する必要があり、特に、原料・モノマー化技術によるリサイクルでは、様々な種類・特性を有するプラスチックをリサイクル可能なものとそうでないものに確実に分別することが不可欠である。

このため、事業者の技術開発支援や分別・回収を行う市町村

への財政援助等の体制づくりを進めるとともに、資源有効利用促進法に基づく識別表示制度の対象拡大や材質記号のより分かりやすい表示に向けたガイドライン等の制度の見直しを行うこと。

### 3 成長産業・分野への円滑な労働移動の促進

産業構造の変化に対応し、労働生産性を向上させていくためには、成長産業又は企業内の成長分野への円滑な労働移動を進めることが重要であることから、デジタル領域の人材育成などリスキリングを社会全体で連携して推進すること。

併せて、円滑な労働移動を促進するため、自己都合退職に係る失業給付制限を見直すとともに、年功序列賃金をはじめとした日本的雇用慣行の見直しや雇用制度の在り方について労使双方の立場に立った抜本的な議論を進めるなど、これまでの労働政策の見直しに向けた検討を加速化すること。